

仕 様 書

1 業務名

野外彫刻補完調査業務

2 業務概要

札幌市所管野外彫刻作品 18 点について、現況調査を行い、各作品の基礎情報及び安全点検結果等を記載した管理台帳を作成する。

3 履行場所

札幌市内各所

4 履行期間

契約を締結する日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 業務内容及び留意事項

(1) 作業工程表の作成

本業務の実施に当たっては、本市担当者と事前協議のうえ、作業工程表を作成すること。

(2) 責任者等の選任

受託者は委託者と連絡を密にし、本業務を円滑に遂行するため、受託後速やかに委託者との窓口となる正社員の責任者 1 名を選任すること。

(3) 野外彫刻現況調査

野外彫刻の基礎情報及び安全点検結果を記載した管理台帳作成のため、各対象作品について安全点検、写真撮影及び寸法の計測を行う。

調査対象野外彫刻の情報は、様式 1 及び様式 2 を参照すること。

ア 調査対象

別紙のとおり。

イ 安全点検について

(ア) 様式 1 記載の項目について、目視及び触診による点検を行う。

なお作業に際しては、仮設足場や高所作業車等を用いた高所調査は要さない。また、点検に際しては、設置場所の基礎、地盤の調査は要さない。

(イ) 点検項目の評価及び全体評価を別表により行う。なお、全体評価については、各点検項目の評価及び異常の内容を総合的に勘案し、評価を行なうものとする。

(ウ) 前項の全体評価がレベル C の場合は、当該彫刻の補修計画を策定するための詳細調査の手法案、また、レベル D の場合は、補修の手法案を検討し、可能な範囲で記載すること。

ウ 写真の撮影について

野外彫刻の現況写真（正面、側面、背面各 1 枚程度）を撮影する。現況調査において異常が認められた作品については、異常箇所の全体及び詳細が確認可能な写真を撮影すること。なお、屋外彫刻を撮影する場合は、快晴、晴れ又は曇りの日に行うこと。また、写真の画質は、jpeg ファイル形式で 1 枚あたり 3～5MB 程度のデータ容量を目安にすること。

エ 各野外彫刻管理者への事前連絡・許可申請

現況調査に際しては、各野外彫刻の管理者に事前連絡し、日程調整を行った上で実施すること。また、施設利用・撮影等に関する許可が必要となる場合は、予め許可を得ること。

(4) 管理台帳の作成

様式 1、様式 2、札幌散策 HP (<https://artpark.or.jp/sansaku/>) 及びその他関係文書等を参考とし、上記 5(3)の現況調査の成果に基づき、様式 1 及び様式 2 を更新することにより野外彫刻管理台帳を作成する。

6 作業時間

本業務に係る作業は、原則として 9 時から 17 時の間で実施することとし、具体の作業日程及び時間については、各施設と調整の上、実施すること。また、一般の施設利用者及び通行人等の妨げにならないよう十分配慮すること。

7 提出書類及び提出時期

契約締結後、次表に定める書類を作成し、電子メールまたは CD-R 等の記録媒体により本市に提出すること。なお、データは、Word、Excel、jpeg 等互換性のあるファイル形式にて提出すること。

番号	図書名	媒体	部数	提出期限
1	作業工程表	データ	1 部	契約締結後 10 日以内
2	野外彫刻現況写真	データ	1 部	令和 7 年 3 月 31 日まで
3	野外彫刻管理台帳 (様式 1 及び様式 2)	紙 データ	1 部 1 部	令和 7 年 3 月 31 日まで
4	業務完了届（札幌市様式）	紙	1 部	令和 7 年 3 月 31 日まで

8 著作権の帰属

- (1) 受託者は委託者に本業務で撮影した写真に関する一切の著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）を譲渡する。
- (2) 受託者は委託者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前項に定める著作権譲渡の効果は業務完了時点から発生するものとする。

9 負担区分

本業務の履行にあたって、必要となる機器、資材類等本業務に付随する経費

については、受託者の負担とする。

10 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本市担当者と十分に打合せを行うとともに、本市担当者及び各野外彫刻管理者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、作業の安全対策を十分に講ずること。また、事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告することとし、本市担当者の指示に従い、業務受託者の責任において、一切の処理を行うこと。
- (3) 業務に従事する作業員は、受託者の作業員と判別できる作業服及び名札等を着用すること。
- (4) 特殊機材を使用する場合は、その作業及び機材の概要をあらかじめ報告し、資格を有すべき場合においては有資格者を配置すること。
- (5) 本業務の履行にあたっては、新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化に取り組むなど、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 本業務の履行にあたっては、別途締結する契約書の各条項のほか、関係法令を遵守し、適切に処理を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。

【担当】

札幌市市民文化局文化部文化振興課 加納
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌時計台ビル 10階
電話：011-211-2261

調査対象

No.	作品名	所在地
1	ほうすい師弟の像	中央区南 8 条西 2 丁目 豊水まちづくりセンター庭内
2	UNFOLD -日向にて	白石区菊水 1 条 3 丁目 メディア・ミックス札幌 (菊水分庁舎) 入口
3	異世代の交流	白石区平和通 1 丁目南 白石温水プール前
4	みつけたくぼみに結実する	豊平区羊ヶ丘 1 番地 札幌ドーム
5	大気の器	豊平区羊ヶ丘 1 番地 札幌ドーム
6	とり (東側・西側)	豊平区羊ヶ丘 1 番地 札幌ドーム
7	ヨシヤルゾカップ	南区定山溪温泉西 3 丁目 岩戸観音前
8	アー・イタイタ	南区定山溪温泉西 4 丁目 二見吊橋そば
9	木下成太郎像	中央区中島公園
10	夏の日	北区新琴似 4 条 3 丁目
11	花束 (一対)	南区真駒内公園 五輪大橋東端両側
12	MUSE#2	北区北 9 条西 1 丁目 北九条小学校前
13	はばたけ小鳥よ	豊平区中の島 2 条 3 丁目 中の島中学校中庭
14	未来と語る子	手稲区前田 5 条 7 丁目 稲積小学校
15	語らい	豊平区月寒東 1 条 16 丁目 羊丘小学校
16	ツブラノマナコリュウ	南区簾舞 1 条 4 丁目 簾舞小学校
17	壺を持つ女	豊平区月寒西 3 条 4 丁目 月寒公園
18	(不明)	豊平区豊平 8 条 10 丁目 2-1 水道局豊平庁舎 1 階ロビー